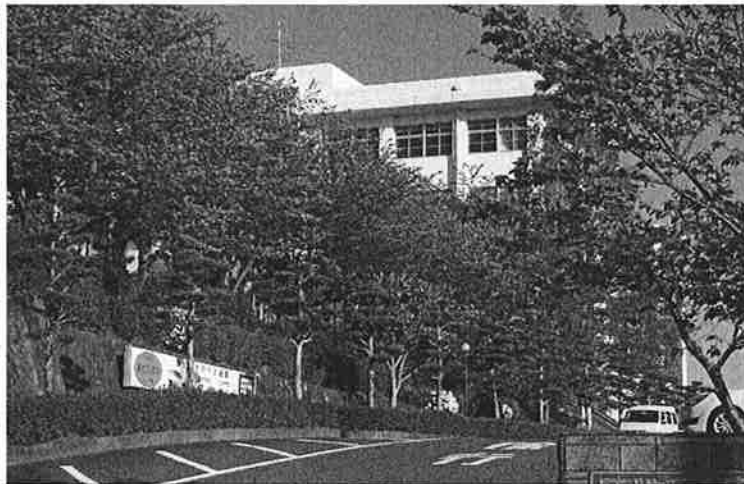


学校いじめ防止基本方針

— 愛と信頼に基礎を置く学校作り —



長崎県立西彼農業高等学校

平成30年3月改訂

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 いじめに対する基本姿勢

いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒たちにも起こり得るという認識を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめが発生しないための未然防止に取り組むことを教職員全員で共有する。

また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を教職員全員で共有する。

<基本的認識事項>

- (1) いじめは、人権侵害・犯罪行為であって、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為である。
- (2) いじめは、どのような社会にあってもいじめる側が悪いという明快な認識を持つ。
- (3) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える。
- (4) いじめは、大人には気づきにくい形で、気づきにくいところで発生する。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。
- (6) いじめが発生したときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を図る。

II いじめのない学校作り

いのち いのち

本校スローガン

「いのちと共に生きる」～生命に学び、生命を学ぶ～

- (1) 道徳教育により優しい心を、人権教育により自分を大切にし他者を思いやる心を育て、いじめ・暴力の根絶に努める。
- (2) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじた心優しくたくましい人間を育成する。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に対して生徒自らが行う農業クラブ活動を支援する。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動や講演会等を実施する。

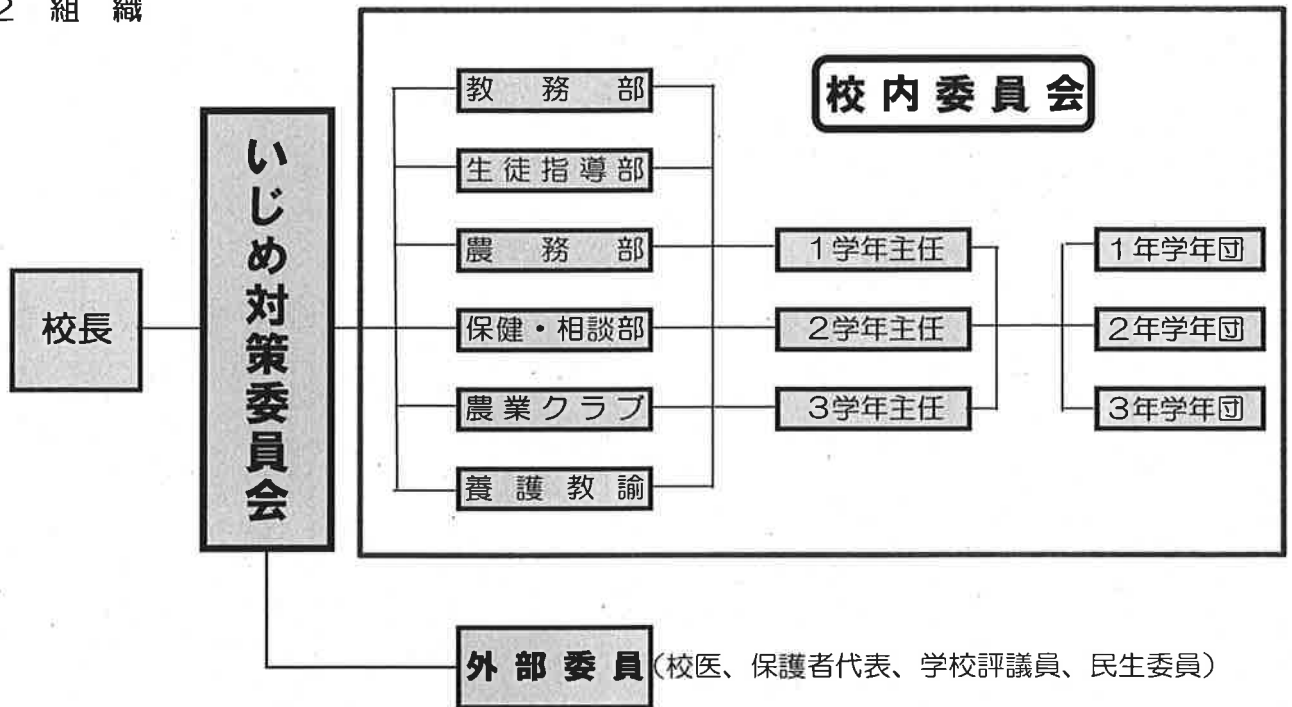
III いじめ問題に取り組む組織体制と主な役割

1 委員

<委員長：校長>

- (1) 校内委員 教頭、教務主任、生徒指導主事、農場長、保健主事、カウンセラー
農業クラブ主任、養護教諭、各学年主任
- (2) 外部委員 校医、保護者代表、学校評議員、民生委員

2 組織



3 取り組み

- | | |
|-------|--|
| 教務部 | <ul style="list-style-type: none"> 欠席・遅刻・早退・欠課学習状況の把握 ・SHR時にいない生徒への連絡、状況把握（担任） ・遅刻者：生徒指導 → 教頭 → 教科担当 → 担任 ・早退者：担任把握、出席簿への記入 ・欠課者：教科担任が理由確認・出席簿への記入 ・職員室黑板への出欠状況の記入 |
| 生徒指導部 | <p>人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内巡視依頼（各学年団）…気になる生徒の把握と情報収集及びその後の指導 朝の立番指導（生徒観察） 校内生徒指導研修会（月1回）…全職員での情報交換と対策検討 |
| 農務部 | <ul style="list-style-type: none"> 動・植物の飼育・栽培体験による心の教育 |
| 保健相談部 | <ul style="list-style-type: none"> 保健室来室時の観察 自主来談による保健室でのカウンセリング 相談部・担任との連携・情報交換 いじめ・悩みアンケート調査（学期に1回実施） 相談週間の実施 外部機関との連携 相談室におけるカウンセリング（いじめ相談窓口） 相談部ポストの活用 |
| 農業クラブ | <ul style="list-style-type: none"> 啓発運動、ボランティア活動の推進 いじめ追放宣言の採択とクラス掲示 |
| 学年団 | <ul style="list-style-type: none"> 個別面談、巡回指導等いじめの早期発見と解消 <ul style="list-style-type: none"> ・「個別面談」により、個に応じた適切な指導・助言 ・校内外の巡回指導 LHR、全体指導におけるいじめに関する指導 |

IV いじめの防止と対応について

1 未然防止（いじめを生まない学校づくり）

「生命に学び、生命を学ぶ」を教育理念として教育活動を展開するとともに、いじめを生まない生き生きとした学校づくりに努める。また、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

（1）学級経営の充実

- 居心地の良い学級作りと、まとまりある学年集団作りに努める。
- 生徒に対する教員の共感的態度により、互いを認め合う信頼関係の構築を図る。
- 挨拶、身だしなみ、正しい言葉づかいができる集団の育成を図る。
- 学校のルールはもちろん、学級のルールや役割が守られるように継続的指導を行う。
- ユニバーサルデザインを意識するとともに、教室の美化と整理整頓に努める。

（2）授業中における生徒指導の充実

- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業づくりを行う。
- 「楽しい授業」や「わかる授業」を通して学ぶ喜びを育み、生徒たちの学び合いの保障を行うとともにストレスの軽減を図る。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせ、学習に対する規律を徹底する。
- 授業中に冷やかしかからかいをさせない。

（3）道徳教育を通じた倫理観や道徳観の育成

- 思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実を図る。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の活用を図る。

（4）教員の指導力と気づき意識の向上

- 各種研修会への参加や自主研修の奨励を図る。
- 生徒たちの言動や行動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高める。
- 生徒たちと向き合う時間の確保を図る。
- 心の通い合う教職員同士の協力・協働体制を構築する。
- 学校として特に配慮が必要な生徒や、被災生徒（東日本大震災や原発事故、その他の風水害などの自然災害にあった生徒）に対して適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する適切な指導を行う。

（5）学校行事、農業クラブ活動

- 生徒たちが主体となるように、行事の企画や開催をサポートする。
- 自分たちの問題としていじめ予防と解決に取り組めるような活動を支援する。

（6）家庭や地域との連携強化

- 育友会（PTA）の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針の情報を提供する。
- 学校だよりを通じて、各家庭への情報発信を行う。

2 早期発見（早期発見のための措置）

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日ごろから生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように努める。また、学校と保護者が協力して、いじめの実態把握に全力で取り組む。

（1）教職員による観察や情報交換

- 朝の立番指導や校内巡視を通じて、生徒の変化を見つけ、声かけや面談を行う。
- HRや授業での生徒観察に努め、気づきがあれば直ぐに情報交換を行う。
- 保健室来室時の観察とカウンセリングによる悩み相談に努める。
- 校内生徒指導研修会を開催し、気になる生徒の情報交換と対策を検討する。

(2) 教育相談体制の整備

- いじめ・悩みアンケート調査を、学期に1回実施する。
- 相談室でのカウンセリング体制を整備する。
- 生徒・保護者に、学校の相談体制を周知しておく。

(3) 相談機関等の周知

- 生徒・保護者に、学校以外の相談機関についても周知しておく。

3 早期対応（実際の対応）

詳細かつ速やかに事実確認をするとともに、組織的な対応を行う。また、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導を行う。

(1) いじめ発見時の基本的な対応

- いじめを目撃した場合は、すぐに声をかけ、やめさせるとともに、教頭・生徒指導主任・生徒相談部職員等に連絡する。
- 正確な実態把握を行い、保護者に連絡する。（当事者双方、周囲の生徒等からの聞き取りと記録）
- いじめを報告してきた生徒、いじめられた生徒の安全を確保し、カウンセリングを行う。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委及び警察署などと連携して対処する。
- 定期的に全校生徒対象の「いじめ調査アンケート」を実施する。

(2) 情報の共有と組織的な対応

- 得られた情報を「いじめ対策委員会」で協議し、情報の共有化を図る。
- その後の対応は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒・保護者への対応

(生徒に対して)

- いかなる理由であれ、いじめられた生徒の側に立って事実確認と支援を行う。
- 自尊心が高まるような励ましと心のケアを行っていく。
- 必要に応じて、医療機関や福祉機関に相談し、支援を図る。

(保護者に対して)

- 家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝える。
- 今後の対応を協議するとともに、継続的な連携を図って解決に努める。
- 家庭での生徒の状況観察と学校への連絡をお願いする。

(4) いじめた生徒・保護者への対応

(生徒に対して)

- 中立的な姿勢を示しながら、生徒に対して複数の教員で事実を確認する。
- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした指導を行う。
- いじめは決して許されない行為であるということを、粘り強く指導する。

(保護者に対して)

- 家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝える。
- 今後の対応を協議するとともに、継続的な連携を図って解決に努める。
- 家庭での生徒の状況観察と学校への連絡をお願いする。

(5) 周囲の生徒への対応

- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、クラス・学年・学校全体に示す。
- 周囲ではやし立てたり見て見ぬふりをする生徒も、いじめを肯定していることを理解させる。
- 一人で悩まず、お互いに助け合うという雰囲気づくりに努める。

(6) 以後の継続的指導

- 一件落ち着いていても、引き続き十分な観察を行う。
- 状況に応じて、個人面談やカウンセリングを実施する。

V ネット上でのいじめとその対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ぐに削除する措置をとる。また、生徒の生命や身体等に重大な被害が生じるようであれば、直ちに警察等に連絡し、適切な援助を求める。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うものである。

(2) 未然防止のためには

育友会（PTA）総会や保護者面談等を通じて、フィルタリングや子どもたちを危険から守るためのルール作りについて、家庭でしっかり検討することを伝える。その上で、保護者と緊密に連携・協力をして指導を行う。

また、生徒には授業やHR、講演会等を通して、情報モラルに関する指導を行う。

(3) 早期発見とその対応

インターネットの特殊性から、第三者による発見が非常に困難であるが、生徒からの相談や県のネットパトロールで発見された場合には、被害の拡大を防ぐために書き込みや画像の削除を迅速に行う。学校、保護者だけでの解決が困難である場合は、警察や専門機関等に相談する。

VI 保護者及び関係機関等との連携

学校におけるいじめ防止基本方針を、育友会（PTA）総会や学校通信を通じて保護者に伝えておく。その上で、いじめ問題の事案によっては、育友会（PTA）や関係機関と連携してその対策と防止にあたる。

また、学校や教育委員会の対応だけでは困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携を取る。特に地域における警察等との連絡会議には出席をして、情報の収集や共有体制を構築していく。

VII 取組の検証・評価

- (1) 校内生徒指導研修会（月1回開催）において、全職員での情報交換と対策検討を図りながら、定期的検証を行う。
- (2) いじめ対策委員会（校内委員会）を開催して検証を行い、職員会議において全教職員に周知する。
- (3) 12月に、生徒・保護者全員に対して、取組評価アンケート（生徒・保護者）を実施する。
（評価内容）
 - 学校は、いじめや暴力のない学校づくりに取り組んでいる。
 - 先生は、親身になって悩みや相談にのってくれる。
- (4) 年度末の職員会議において、総括（反省・検証・評価）を行い、次年度の取組に繋げる。

※＜参考＞【SEINOU いじめ追放宣言】生命と心を大切に

いじめは、暴力を振るったり、現金を強要したりするものから、ある人を無視したり、大勢でからかったりと様々な種類があります。

また、いじめにあっているのを見て見ぬ振りをしていませんか。自らの言動が知らないうちに相手を傷つけることもあります。

私たちは、この学校で高校生活を楽しく有意義に過ごす権利と高校生としての自覚を持って節度ある行動をする義務を持っています。

全校を挙げて「いじめを許さない西農」を目指して次のことを宣言します。

- 1 いじめは、人間として絶対に許されない行為です。もし、今誰かをいじめている人がいたなら、すぐに止めます。
- 2 いじめを知ったら、見て見ぬふりをしないで、「やめよう」と言える勇気を持ち、すぐに先生や家の人に知らせます。それは、友達を守るために行います。
- 3 私たちは、自分の言葉や行動に責任を持ち、どんな時でもどんな場面でも人に圧力をかけたり傷つけたり嫌がらせをしたりしません。
- 4 命は、かけがえのないものです。いじめにあったら、1人で悩まないで、お父さん、お母さん、先生、兄弟姉妹、友達など、誰かに話す勇気を持ちましょう！

以上宣言します。

平成29年5月8日

長崎県立西彼農業高等学校 農業クラブ

